

事務連絡
平成30年8月29日

各 { 都道府県教育委員会担当課
指定都市教育委員会担当課
都道府県私立学校主管課

附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社主管課

各 { 都道府県 }
指定都市 } 障害保健福祉主管課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

保護者向けハンドブックのひな型について

発達障害をはじめ障害のある子供とその保護者に対する支援については、平成30年5月24日付け「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（30文科初第357号、障発0524第2号）において、各地方自治体における、教育と福祉の連携の一層の促進に向けた積極的な取り組みをお願いしたところです。

通知の中では、保護者支援を推進するための方策として、保護者に対して、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックの作成、活用についてもお願いしておりました。

このたび、文部科学省特別支援教育課と厚生労働省障害福祉課障害児・発達障害者支援室では、地方自治体におけるハンドブック作成の一助とするためのひな型を作成しましたので、別添のとおり、送付します。

なお、このひな型は、各地方自治体がハンドブックを作成する際に使用を求めるものではなく、必要に応じて御活用いただけるものであることに御留意ください。各地方自治体におかれましては、地域の実情を十分に踏まえ、保護者が必要としている情報に容易に、かつ確実にたどり着けるようなハンドブックを作成し、域内に広く周知していただき、一層の保護者支援を推進されるよう、よろしく願いいたします。また、ハンドブックの作成や更新に際してのポイントについて、前述の通知の別添4において示しているのです、そちらも御参照ください。

各都道府県教育委員会においては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会においては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課、附属学校を置く各国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課においては所管の学校及び学校法人等に対して、周知いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県の障害福祉主管課においては管内の市町村（指定都市を除く）の障害福祉主管課に対して、周知いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課支援総括係 齊藤
TEL：03-5253-4111（内線 3254）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係 当新
TEL：03-5253-1111（内線 3038）